

第1章 総則

(目的) 第1条

本規程は、Japan Child Baseball Protection League（以下「JCBPL」という。）が、愛知県暴力団排除条例の趣旨および社会的使命に基づき、暴力団その他の反社会的勢力をリーグから排除し、リーグに関わるすべての者の安全と安心を確保することを目的とする。

JCBPLは、野球を通じて子どもたちの健全な成長を支え、地域社会の未来を守ることを理念として設立された。暴力団等反社会的勢力の影響は、子どもたちの安全、競技の公正性、リーグの信用、社会的評価に重大な悪影響を及ぼすため、これを徹底して排除しなければならない。

本規程は、単なる禁止事項の列挙ではなく、JCBPLが社会に対して示す「安全宣言」であり、リーグ運営の根幹を成す基本原則である。リーグに関わるすべての者は、本規程の精神を理解し、遵守し、暴力団排除の実現に積極的に協力する責務を負う。

本規程は、リーグ内外の行動に適用され、関係者が社会的に非難される関係を持つことを防止するための基準として機能する。リーグ外での行動であっても、JCBPLの信用や安全性に影響を及ぼす場合、本規程に基づく措置の対象となる。

(基本理念) 第2条

JCBPLは、暴力団およびその他の反社会的勢力を一切利用せず、またこれらの勢力に利益を与えないことを基本理念とする。

リーグに関わるすべての者は、暴力団等反社会的勢力との関係を断ち、社会的に非難される関係を持たないように努めなければならない。

暴力団排除は、機構だけでなく、チーム、選手、監督、コーチ、審判、スタッフ、スポンサー、協力企業、ボランティア、イベント関係者など、リーグに関わるすべての者が共同して取り組むべき課題である。

機構は、暴力団排除に関する社会情勢、行政機関の方針、地域社会の安全に関する情報を踏まえ、必要に応じて本規程を見直し、常に最新かつ適切な状態を維持する。

本規程は、リーグの安全性を確保するための最低基準であり、関係者はこれを遵守するだけでなく、より高い倫理観と社会的責任をもって行動することが望まれる。

(適用範囲) 第3条

本規程は、JCBPLに関わるすべての者に適用される。ここには、選手、監督、コーチ、スタッフ、審判、チーム代表者、法人、スポンサー、協力企業、ボランティア、イベント関係者、その他機構が必要と認める者が含まれる。

本規程は、リーグ活動の場に限らず、関係者の社会的行動全般に適用される。暴力団等反社会的勢力との関係がリーグ外で発生した場合であっても、リーグの信用や安全性に影響を及ぼすと判断されるときは、本規程に基づく措置の対象となる。

チームが法人または団体としてリーグに参加する場合、当該法人・団体の代表者、役員、実質的支配者、主要株主等も本規程の適用対象とする。

機構は、リーグの安全性を確保するため必要と認める場合、本規程の適用範囲を拡大し、追加の誓約書提出や調査協力を求めることができる。

第2章 定義

(定義の目的) 第4条

本章は、暴力団排除に関する規定を適切に運用するため、JCBPLにおいて使用する主要な用語の意味を明確にすることを目的とする。

用語の定義は、愛知県暴力団排除条例および関連法令の趣旨を踏まえつつ、リーグ運営における実務上の必要性に応じて整理する。

本章に定める定義は、リーグ内の判断基準として機能し、関係者が暴力団排除に関する判断を行う際の基礎となる。

定義の明確化は、リーグの透明性を高め、関係者が誤解なく規程を理解し、適切に遵守するために不可欠である。

(暴力団) 第5条

「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団をいう。

暴力団は、組織としての継続性、構成員の統制、資金獲得活動の体系性を有し、社会に対して重大な脅威を及ぼす存在である。

JCBPL は、暴力団がスポーツ団体や地域活動に接触し、影響力を及ぼそうとする事例が全国的に報告されている現状を踏まえ、暴力団の排除を最優先事項として位置づける。

（暴力団員）第 6 条

「暴力団員」とは、暴力団の構成員として活動する者をいう。

暴力団員は、組織の指示に基づき資金獲得活動や威力を用いた行為を行うことがあり、リーグの安全性を著しく損なう存在である。

暴力団員であるか否かは、警察等関係機関の情報、社会的評価、行動実態等を総合的に判断する。

（暴力団員等）第 7 条

「暴力団員等」とは、暴力団員または暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

暴力団員でなくなった者であっても、一定期間は組織との関係が残存している可能性があるため、リーグの安全性確保の観点から排除対象とする。

機構は、暴力団員等に該当する可能性がある者について、必要に応じて追加の確認や誓約書の提出を求めることができる。

（暴力団関係者）第 8 条

「暴力団関係者」とは、暴力団員ではないが、暴力団の活動を助長し、または暴力団と密接な関係を有する者をいう。

具体例として、暴力団の資金獲得に協力する者、暴力団の威力を利用する者、暴力団の構成員と継続的な交際を行う者などが含まれる。

暴力団関係者は、暴力団と同様にリーグの安全性を脅かす存在であるため、排除の対象とする。

（反社会的勢力）第 9 条

「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準ずる者をいう。

反社会的勢力は、暴力、威力、詐欺的手法等を用いて不当な利益を得ようとする集団または個人であり、スポーツ団体に対しても接触を試みることがある。

JCBPL は、反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本原則とし、関係者にも同様の姿勢を求める。

（暴力団事務所）第 10 条

「暴力団事務所」とは、暴力団の活動拠点として使用される施設またはその区画をいう。

暴力団事務所は、暴力団の資金獲得活動、構成員の指揮命令、威力の誇示等が行われる場所であり、青少年の安全に重大な危険を及ぼす。

JCBPL は、暴力団事務所への立ち入り、利用、関与を一切禁止する。

（事業者）第 11 条

「事業者」とは、リーグに関わる法人、団体、または個人事業者をいう。

事業者には、チーム運営法人、スポンサー企業、協力企業、イベント運営者、物品販売業者等が含まれる。

事業者は、暴力団排除に関する社会的責任を負い、リーグの安全性確保に協力しなければならない。

（青少年）第 12 条

「青少年」とは、18 歳未満の者をいう。

JCBPL は、子どもたちの安全を最優先に考えるリーグであり、青少年が暴力団等反社会的勢力と接触することを防止するため、特に厳格な措置を講じる。

青少年の保護は、リーグの理念の中心であり、本規程全体の根幹を成す。

第 3 章 暴力団排除の基本方針

（暴力団排除の原則）第 13 条

JCBPL は、暴力団およびその他の反社会的勢力をリーグから完全に排除することを最優先の原則とする。

この原則は、リーグの安全性、公正性、透明性を守るための根幹であり、いかなる例外も認めない。

暴力団排除は、単なる形式的な対応ではなく、リーグの存在意義そのものを支える「不可侵の原則」として位置づける。

機構は、暴力団排除に関する社会情勢の変化に応じ、必要な措置を迅速かつ厳格に講じる。

（関係遮断の徹底）第 14 条

リーグに関わるすべての者は、暴力団員、暴力団関係者、反社会的勢力との関係を一切持ってはならない。

「関係」とは、直接的な接触だけでなく、金銭の授受、便宜供与、威力の利用、継続的な交際、名義貸し、紹介、仲介など、社会的に非難される一切の行為を含む。

リーグ外での行動であっても、暴力団等反社会的勢力との関係が確認された場合、リーグの信用を損なうものとして厳正に対処する。

機構は、暴力団との関係が疑われる者に対し、追加の調査、誓約書の再提出、説明義務の履行を求めることができる。

（暴力団の介入排除）第 15 条

暴力団等反社会的勢力がリーグ運営、試合、イベント、契約、スポンサー活動、物品販売、施設利用などに介入することを断じて許さない。

暴力団の威力を背景とした要求、脅迫、圧力、便宜供与の要請があった場合、関係者は速やかに機構へ報告しなければならない。

機構は、暴力団の介入が疑われる事案について、警察等関係機関と連携し、必要な措置を講じる。

暴力団の介入を受け入れた場合、関係者は重大な規程違反として厳しい処分の対象となる。

（暴力団排除のための協働）第 16 条

暴力団排除は、機構だけでなく、チーム、選手、スタッフ、審判、スポンサー、協力企業、地域社会が一体となって取り組むべき課題である。

チームは、所属者が暴力団等反社会的勢力と関係を持たないように適切に管理し、必要に応じて機構に報告する義務を負う。

スポンサーおよび協力企業は、暴力団排除に関する社会的責任を理解し、リーグの方針に従うものとする。

機構は、暴力団排除に関する啓発活動、研修、情報提供を行い、関係者の理解促進に努める。

（青少年の保護）第 17 条

JCBPL は、子どもたちの安全を守ることを最優先とし、青少年が暴力団等反社会的勢力と接触する機会を徹底して排除する。

青少年を暴力団事務所に立ち入らせる行為、暴力団員等と接触させる行為、暴力団の影響下に置く行為を一切禁止する。

青少年の保護は、リーグの理念の中心であり、暴力団排除の最も重要な理由の一つである。

機構は、青少年の安全を脅かす可能性がある行為を確認した場合、即時に調査し、必要な措置を講じる。

（暴力団排除の姿勢）第 18 条

JCBPL は、暴力団排除に対して「断固たる姿勢」を持ち、いかなる妥協も許さない。

機構は、暴力団排除に関する疑いが生じた場合、迅速かつ厳格に対応し、リーグの安全性を最優先に判断する。

暴力団排除は、リーグの存続と信頼を守るための「絶対条件」であり、関係者はその重要性を深く理解しなければならない。

本規程に反する行為が確認された場合、機構は厳正な措置を講じ、必要に応じて公表する。

第4章 禁止行為

(禁止行為の趣旨) 第19条

本章は、JCBPLが暴力団およびその他の反社会的勢力を徹底して排除するため、リーグに関わる者が行ってはならない行為を明確に定めるものである。

禁止行為は、リーグの安全性、公正性、透明性を守るための最低限の基準であり、いかなる例外も認めない。

本章に違反する行為は、リーグの信用を著しく損なう重大な行為として扱われ、厳正な措置の対象となる。

(利益供与の禁止) 第20条

リーグ関係者は、暴力団員、暴力団関係者、反社会的勢力に対し、金銭、物品、サービス、便宜その他一切の利益を供与してはならない。

「利益供与」には、直接的な金銭提供だけでなく、飲食の提供、交通費の負担、施設利用の許可、物品の無償提供、割引、優遇措置など、社会的に利益と評価される一切の行為が含まれる。

暴力団等反社会的勢力から利益供与を求められた場合、関係者は速やかに機構へ報告しなければならない。

(威力利用の禁止) 第21条

暴力団等反社会的勢力の威力を背景とした行為を利用し、または利用しようとしてはならない。

威力の利用には、脅迫、威圧、示威行為、暴力的な言動、組織の名声を利用した圧力などが含まれる。

威力を利用した行為は、リーグの安全性を根本から脅かすため、最も重大な違反として扱う。

(名義貸しの禁止) 第22条

暴力団員等がその事実を隠す目的で他人の名義を利用すること、または名義を貸すことを禁止する。

名義貸しには、チーム登録、契約、施設利用、イベント参加、物品購入など、リーグに関わる一切の行為が含まれる。

名義貸しが発覚した場合、名義を貸した者も重大な規程違反として処分の対象となる。

(不動産・施設利用に関する禁止) 第 23 条

暴力団事務所として使用されることを知りながら、不動産の譲渡、貸付、仲介、紹介を行ってはならない。

リーグ関連施設（球場、練習場、イベント会場等）を暴力団等反社会的勢力に利用させてはならない。

暴力団の利益となる利用が疑われる場合、機構は即時に利用を停止し、必要な措置を講じる。

(イベント・契約に関する禁止) 第 24 条

暴力団等反社会的勢力を、リーグの試合、イベント、式典、会議、スポンサー活動、物品販売等に関与させてはならない。

暴力団関係者が関与する企業、団体、個人との契約を締結してはならない。

契約締結後に反社会的勢力との関係が判明した場合、機構は契約を即時解除することができる。

(青少年に対する禁止行為) 第 25 条

青少年を暴力団事務所に立ち入らせてはならない。

青少年を暴力団員等と接触させる行為を一切禁止する。

青少年が暴力団の影響下に置かれる可能性がある行為は、重大な規程違反として扱う。

青少年の安全を脅かす行為が確認された場合、機構は即時に調査を行い、必要な措置を講じる。

(暴力団排除特別区域における禁止) 第 26 条

愛知県が指定する暴力団排除特別区域において、暴力団員等を用意棒として利用するなど

の行為を禁止する。

特別区域における暴力団の威力誇示行為、示威行為、資金獲得行為に協力してはならない。

特別区域での違反行為は、条例に基づき行政処分や罰則の対象となる可能性がある。

（その他の禁止行為）第 27 条

暴力団等反社会的勢力の活動を助長する行為、またはその疑いがある行為を一切禁止する。

暴力団の威力を背景とした要求に応じる行為、暴力団の名誉を高める行為、暴力団の活動を宣伝する行為を禁止する。

暴力団排除の趣旨に反する行為は、明示されていない場合であっても、本規程に基づき禁止される。

第 5 章 機構および関係者の責務

（機構の責務）第 28 条

Japan Child Baseball Protection League（以下「JCBPL」という。）を運営する日本児童野球保全機構（以下「機構」という。）は、暴力団およびその他の反社会的勢力をリーグから排除するため、必要かつ適切な措置を講じる責務を負う。

機構は、暴力団排除に関する社会情勢、行政機関の方針、地域の安全情報を常に把握し、リーグ運営に反映させる。

機構は、暴力団排除に関する規程の整備、誓約書の管理、調査の実施、関係機関との連携など、リーグ全体の安全確保に必要な業務を遂行する。

機構は、暴力団排除のための判断において、リーグの安全性と子どもたちの保護を最優先とし、いかなる圧力や利害関係にも左右されない独立した姿勢を保持する。

機構は、暴力団排除に関する疑いが生じた場合、迅速かつ厳格に対応し、必要に応じて警察等関係機関と連携する。

（チームの責務）第 29 条

チームは、所属する選手、監督、コーチ、スタッフが暴力団等反社会的勢力と関係を持たないよう適切に管理する責務を負う。

チーム代表者は、暴力団排除に関する確認書を提出し、チーム全体として反社会的勢力と無関係であることを保証しなければならない。

チームは、所属者に暴力団排除の重要性を周知し、必要に応じて教育・指導を行う。

チームは、所属者が暴力団等反社会的勢力と関係を持つ疑いが生じた場合、速やかに機構へ報告し、調査に協力する義務を負う。

チームが暴力団排除の責務を怠った場合、機構はチーム登録の取消、リーグ参加資格の停止等の措置を講じることができる。

(選手・スタッフ・審判の責務) 第 30 条

選手、監督、コーチ、スタッフ、審判は、暴力団排除誓約書を提出し、反社会的勢力と無関係であることを明確にしなければならない。

関係者は、暴力団等反社会的勢力との関係を一切持たず、社会的に非難される行為を行わない責務を負う。

暴力団等反社会的勢力から接触、勧誘、要求等を受けた場合、関係者は速やかに機構へ報告しなければならない。

関係者は、暴力団排除に関する調査に誠実に協力し、虚偽の申告や隠蔽を行ってはならない。

関係者が暴力団排除の責務に違反した場合、登録抹消、出場停止、契約解除等の措置が講じられる。

(スポンサー・協力企業の責務) 第 31 条

スポンサーおよび協力企業は、暴力団排除に関する社会的責任を理解し、JCBPL の方針に従うものとする。

スポンサーおよび協力企業は、反社会的勢力と関係を持たないことを保証し、必要に応じて確認書の提出を求められる。

契約締結後に反社会的勢力との関係が判明した場合、機構は契約を即時解除することができる。

スポンサーおよび協力企業は、暴力団排除に関する機構の調査に協力しなければならない。

（地域社会との協働）第 32 条

機構およびリーグ関係者は、地域社会と協力し、暴力団排除に関する啓発活動や情報共有を行う。

地域社会との協働は、リーグの安全性を高め、子どもたちの健全な成長を支えるために不可欠である。

機構は、地域の安全に関する情報を積極的に収集し、リーグ運営に反映させる。

（教育・啓発）第 33 条

機構は、暴力団排除に関する教育・啓発活動を実施し、関係者の理解促進に努める。

教育内容には、暴力団の実態、反社会的勢力の手口、青少年の保護、社会的責任などが含まれる。

関係者は、機構が実施する研修や説明会に積極的に参加し、暴力団排除に関する知識を深めることが望まれる。

第 6 章 調査および措置

（調査の基本方針）第 34 条

機構は、暴力団およびその他の反社会的勢力の排除を徹底するため、必要に応じて関係者に対する調査を行う。

調査は、リーグの安全性と公正性を確保するために不可欠であり、関係者は誠実に協力しなければならない。

調査の実施にあたっては、個人の権利に配慮しつつも、暴力団排除の目的を最優先とする。

調査の結果、暴力団等反社会的勢力との関係が疑われる場合、機構は追加調査や説明義務の履行を求めることができる。

(警察等関係機関との連携) 第 35 条

機構は、暴力団排除に関する情報を得るため、警察その他の関係機関と必要に応じて連携する。

機構は、暴力団等反社会的勢力に関する疑いが生じた場合、速やかに関係機関へ照会し、適切な情報提供を受けることができる。

関係者は、警察等関係機関との連携に必要な情報提供に協力しなければならない。

機構は、関係機関から得た情報を適切に管理し、リーグの安全確保のためにのみ使用する。

(報告義務) 第 36 条

リーグ関係者は、暴力団等反社会的勢力からの接触、勧誘、要求、威力を背景とした行為を受けた場合、速やかに機構へ報告しなければならない。

報告を怠った場合、関係者は規程違反として処分の対象となる。

報告内容は、機構が必要と認める範囲で警察等関係機関に提供されることがある。

(緊急措置) 第 37 条

暴力団等反社会的勢力との関係が疑われる行為が確認された場合、機構は、調査の結果を待たずに一時的な措置を講じることができる。

緊急措置には、以下のものが含まれる。

登録の一時停止

試合・イベントへの参加禁止

施設利用の停止

契約の一時凍結

緊急措置は、リーグの安全性を確保するために必要な範囲で行われる。

(違反時の措置) 第 38 条

暴力団排除規定に違反した場合、機構は次の措置を講じることができる。

登録抹消

契約解除

出場停止

チーム登録取消

イベント参加禁止

スポンサー契約解除

公表

措置の内容は、違反の重大性、故意性、影響範囲、再発可能性等を総合的に判断して決定する。

措置は、リーグの安全性と子どもたちの保護を最優先に行われる。

(命令および勧告) 第 39 条

機構は、暴力団排除に反する行為が確認された場合、関係者に対し必要な措置を命じることができる。

命令に従わない場合、機構は勧告を行い、必要に応じてその内容を公表することができる。

勧告に従わない場合、機構は追加の処分を行うことができる。

(再発防止措置) 第 40 条

機構は、暴力団排除に反する行為が発生した場合、再発防止のための措置を講じる。

再発防止措置には、教育・研修の強化、管理体制の見直し、契約内容の変更、監査の実施などが含まれる。

チームおよび関係者は、再発防止措置に協力しなければならない。

（調査結果の通知）第 41 条

機構は、調査の結果および措置の内容を、関係者に対して適切な方法で通知する。

必要に応じて、リーグ全体または社会に対して公表することができる。

公表は、リーグの安全性確保と再発防止の観点から行われる。

第 7 章 罰則

（罰則の趣旨）第 42 条

本章は、暴力団およびその他の反社会的勢力の排除を徹底するため、規程違反に対する罰則を明確に定めるものである。

罰則は、リーグの安全性、公正性、透明性を守るための不可欠な手段であり、違反行為の重大性に応じて厳格に適用される。

本章に定める罰則は、リーグの信用を守り、子どもたちの安全を確保するための「最後の防壁」として機能する。

（罰則の適用範囲）第 43 条

本規程に違反した者は、個人・法人・団体を問わず、本章に定める罰則の対象となる。

違反行為がリーグ外で発生した場合であっても、リーグの信用や安全性に影響を及ぼすと判断されるときは、罰則の対象とする。

違反行為が故意であるか過失であるかを問わず、リーグの安全性を脅かす行為は厳正に対処する。

（罰則の種類）第 44 条

機構は、違反の内容・重大性・影響範囲等を総合的に判断し、以下の罰則を単独または併用して適用することができる。

警告

軽微な違反行為に対し、再発防止のための注意喚起を行う。

誓約書の再提出命令

暴力団排除に関する誓約内容を再確認させるため、誓約書の再提出を求める。

登録の一時停止

調査中または違反の疑いがある場合、一定期間登録を停止する。

出場停止

選手・スタッフ・審判に対し、試合・イベントへの参加を禁止する。

契約解除

契約関係にある者について、契約を即時解除する。

チーム登録の取消

チーム全体が暴力団排除の責務を怠った場合、リーグ参加資格を取り消す。

スポンサー契約の解除

スポンサー企業が反社会的勢力と関係を有する場合、契約を解除する。

施設利用の禁止

リーグ関連施設の利用を禁止する。

公表

重大な違反行為について、社会に対して公表する。

その他必要な措置

リーグの安全性確保のために必要と認められる措置を講じる。

(罰則の決定基準) 第 45 条

罰則の決定にあたっては、以下の事項を総合的に考慮する。

違反行為の重大性

故意性または過失の程度

リーグへの影響の大きさ

再発可能性

過去の違反歴

子どもたちの安全への影響

社会的信用への影響

機構は、これらの基準に基づき、公正かつ厳格に罰則を適用する。

(罰則の手続) 第 46 条

機構は、違反行為が疑われる場合、関係者に対し説明の機会を与える。

調査の結果、違反が認められた場合、機構は罰則を決定し、関係者に通知する。

必要に応じて、罰則の内容をリーグ全体または社会に公表することができる。

公表は、リーグの安全性確保と再発防止の観点から行われる。

(罰則の即時性) 第 47 条

暴力団等反社会的勢力との関係が明らかになった場合、機構は即時に罰則を適用することができる。

即時適用は、リーグの安全性を守るために必要な措置であり、例外は認めない。

(罰則の再審査) 第 48 条

関係者は、罰則の決定に不服がある場合、機構に対し再審査を求めることができる。

再審査は、機構が設置する審査委員会により公正に行われる。

再審査の結果は最終決定とし、関係者はこれに従わなければならない。

第8章 雑則

(規程の見直し) 第49条

機構は、暴力団排除に関する社会情勢、法令、行政機関の方針、地域社会の安全状況の変化を踏まえ、本規程を適宜見直し、必要な改定を行う。

規程の見直しは、リーグの安全性と子どもたちの保護を最優先とし、迅速かつ適切に実施される。

改定が行われた場合、機構はその内容をリーグ関係者に周知し、必要に応じて説明会や研修を実施する。

(規程の優先適用) 第50条

本規程は、JCBPLにおける暴力団排除に関する最上位の基準として適用され、リーグ内の他の規程、契約、取り決め等に優先する。

他の規程や契約内容が本規程と矛盾する場合、本規程の定めが優先される。

チームや関係者が独自に定める規則が本規程に反する場合、機構はその是正を求めることができる。

(規程の遵守義務) 第51条

リーグに関わるすべての者は、本規程を理解し、遵守する義務を負う。

規程の内容を知らなかったことは、違反行為に対する免責理由とはならない。

機構は、関係者が本規程を適切に理解できるよう、必要な情報提供や教育を行う。

(規程の解釈) 第52条

本規程の解釈に疑義が生じた場合、その解釈は機構が行う。

機構は、リーグの安全性、公正性、子どもたちの保護を最優先に考慮し、合理的かつ適切な解釈を行う。

必要に応じて、機構は専門家や関係機関の意見を参考にすることができる。

(規程の施行) 第53条

本規程は、機構が定める日から施行する。

施行後にリーグへ新たに参加する者は、参加時点で本規程の適用を受ける。

施行前からリーグに関わる者についても、本規程施行後は速やかに誓約書・確認書の提出等、必要な手続きを行わなければならない。

(附則) 第 54 条

本規程の施行に伴い、暴力団排除に関する従前の取り決めは、本規程に反しない限り継続して適用される。

本規程の施行により、従前の規程が本規程と矛盾する場合は、本規程の定めが優先される。

機構は、本規程の運用状況を定期的に確認し、必要に応じて改善を行う。